

相模原市立大沢中学校 P T A 規約

昭和 2 3 年 5 月 3 日施行

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この会は名称を相模原市立大沢中学校 P T A (以下「P T A」という。)とし、事務局を同校内に置く。

(目的)

第 2 条 P T A は保護者と教職員が協力し、家庭・学校・地域社会が連携し、生徒の健全にして幸福な成長をはかることを目的とする。

第 2 章 活動方針

(活動の方針)

第 3 条 P T A は、前条の目的をとげるために次の方針によって活動する。

- (1) 会員相互の親和と教養を高めるように努める。
- (2) 学校と家庭との緊密な連携によって生徒の健全な育成を図る。
- (3) 教育環境の整備に努める。
- (4) 生徒の教育及び福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- (5) 特定の政党や宗教にかたよらない活動とし、又、本会の目的達成以外の行為は行わない。
- (6) 学校の教育活動の推進に協力するが、学校の管理や人事には干渉しない。

第 3 章 会員

(会員の資格)

第 4 条 P T A の会員となることのできる者は、次のとおりとする。

- (1) 大沢中学校に在籍する生徒の保護者、又はこれに代る者(保護者)
- (2) 大沢中学校に勤務する教職員

2 前項の規定に該当する者は、会長に入会申込書を提出することにより会員資格を得ることができる。

3 第 1 項の規定する事項を失った場合は、退会したものとみなす。

4 会員は、前項に規定するもののほか、会長へ退会申出書を提出することにより退会することができる。

(会費の納入)

第 5 条 会員は会費を納入する。

(会員の権利及び義務)

第 6 条 会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第4章 役員

(役員の構成)

第7条 役員の構成は次のとおりとする。

- (1) 会長1名(保護者)
- (2) 副会長
- (3) 書記
- (4) 会計

2 役員は重複して兼ねることができる。

3 教職員の役員は、保護者の役員の人数を超えてはならない。

4 役員は、年度によって若干名増員することができる。人数の増員は運営委員会にて決定する。

(顧問)

第7条の2 PTAに顧問を置くことができる。

2 顧問は、学校長とし、PTAの活動に指導・助言を行う。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

第9条 役員の任務は次のとおりとする。

2 会長は会を代表し、総会及び本部役員会を招集し、全ての会務を統括する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

4 書記は総会の議事並びに会の活動に関する必要事項を記録し、会長の指示により、通信その他の庶務を行う。

5 会計は予算に基づく一切の会計事務を正確に処理し、会計監査を経て総会において決算報告をする。

(本部役員会)

第9条の2 本部役員会は、役員、専門委員長及び顧問をもって構成される。

2 本部役員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 活動方針を検討し連絡調整をする。
- (2) 第13条に規定する総会議案を作成提出する。
- (3) その他、会員より委任された事項を執行する。

3 議事は総意を原則とし、これに依らない時は専門委員長及び顧問を除いた役員の3分の2以上で決定する。

第5章 総会

(総会の権限)

第10条 総会は、全会員をもって構成され、PTAの最高決議機関である。

(総会の開催)

第11条 総会は定期総会及び臨時総会とする。定期総会は年1回開催し、臨時総会は本部役員会が必要と認めたとき会長が招集する。

(総会の定足数及び議決)

第12条 総会の定足数は、会員3分の1以上(委任状を含む)とし、議事は出席者の過半数で決定する。

(総会の機能)

第13条 総会は次の機能を持つ。

- (1) 役員及び会計監査委員並びに事業報告及び決算の承認
- (2) 事業計画及び予算の議決
- (3) その他の規約改正など必要と思われる事項の審議・承認

第6章 委員会

(委員会の構成)

第14条 削除

(支部代表者会の構成・任務)

第16条 削除

(専門委員会)

第17条 本部役員会が必要と認めたときは、専門委員会をおくことができる。

2 会長は、本部役員会の承認をもって専門委員を委嘱する。

- (1) 専門委員は、会員と有識者で構成する。
- (2) 専門委員は、役員と兼ねることができる。
- (3) 専門委員の有識者は、専門委員の会員の人数を超えてはならない。

3 専門委員会は、専門委員長を選出する。

(委員の任期)

第18条 委員の任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。

(専門委員会の事業計画)

第19条 専門委員会は事業計画について本部役員会にはからなければならない。

(教職員の所属)

第20条 削除

第7章 役員の選出

(役員の選出及び就任)

第21条 この会の役員の選出及び就任は次のとおりとする。

- 2 会員の中から公募する。
- 3 候補者は総会により承認される。

4 総会において選出された役員はただちに就任する。

5 第7条第4項の規定は、本部役員会で審議して選出することができる。選出者の氏名はただちに全会員に通告する。

第8章 会計監査委員

(会計監査)

第22条 収支伝票及び通帳並びにその他の会計帳簿（以下「帳簿等」という。）を監査するため、会計監査委員を置く。

2 会計監査委員は、会計を担当するもの以外から総会で選出する。

3 会計監査委員の任期は1年とする。

(会計監査委員の任務)

第23条 会計監査委員は年1回以上会計監査を行い、総会において監査報告をする。

第9章 会計

(経費)

第24条 会費は、1世帯当たり年額3,000円以内とし、本部役員会で決定する。ただし、本部役員会が適当と認めた者には会費の免除あるいは減額をすることができる。

2 本部役員会は、会費の額が適正であるか努めて決定しなければならない。

(予算の執行)

第25条 予算を執行した時は、収支を証する書類が添付された収支伝票の作成をしなければならない。ただし、収支を証する書類が得難い時は、会長の署名によってこれを代えることができる。

2 収支伝票を作成した時は、その次の本部役員会において、役員2名以上が署名をしなければならない。

3 帳簿等をまとめた整理簿を作成し、常時収支が明らかになるよう努めなければならない。

4 前各項に規定する署名に代わる押印は、これを認めない。

(予備費)

第25条の2 予備費の支出をする時は、本部役員会の承認を得なければならない。

(運営基金)

第25条の3 この会計とは別に財源の平準化のため、次の基金を設置することができる。

(1) 周年事業積立金

(2) 運営基金積立金

2 基金は、決算余剰金を充てる。

(予算決算の承認)

第26条 予算及び決算は、本部役員会の議決に基づき総会で承認を得なければなら

い。

(会計年度)

第27条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第10章 個人情報取扱い

(個人情報取扱い)

第28条 個人情報を取扱う場合は、次の通りとする。

- 1 個人情報を取扱うにあたっては、その利用目的を出来る限り特定するとともに、特定された利用目的の達成に範囲を超えて、個人情報を取扱わない。
- 2 取扱う個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供は行わない。ただし、法令に基づく場合、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときはこの限りではない。
- 3 取扱う個人情報の漏洩、滅失、または毀損の防止その他個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる。

第11章 その他

(規約の改正)

第29条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上（委任状を含む）の賛成によって改正することが出来る。ただし、改正案の提出は予めその内容を全会員に通知しなければならない。

(決議)

第30条 すべての会議は、書面または電磁的記録を利用した開催ができる。

- 2 前項の規定により会議を開催した場合は、期限内に意思表示があった者を出席者とする。

(慶弔費)

第31条 慶弔費は、次のとおりとする。

2 弔慰金

- (1) 生徒の死亡 10,000円（花環または生花は別に協議する）
- (2) 会員の死亡 10,000円

3 教職員の離退任

- (1) 教職員の離退任 生花

4 その他支出が必要な時は、本部役員会で協議する。

5 慶弔費に対する返礼は、受領できない。

6 表彰・慶弔内規は廃止する。

(部活動等補助)

第32条 部活動その他それらに類する活動において、学校を代表して関東大会及び全国

大会に出場する団体または個人に対して、補助金を交付することができる。

- 2 補助額は、1大会につき30,000円とし、7名以上の場合は出場登録者1名につき、5,000円とする。ただし、1団体につき年間 100,000円を上限とする。

(費用の支出)

第33条 この章に規定する費用は、予備費から支出する。

(その他)

第34条 この規約の運用に必要な細則及び内規は別に定める。

附 則

- 1 この規約は昭和23年5月3日より施行。
- 2 この規約は昭和36年4月改正施行。
- 3 この規約は昭和43年4月13日改正施行。
- 4 この規約は昭和55年5月一部改正施行。
- 5 この規約は昭和57年5月一部改正施行。
- 6 この規約は昭和59年4月28日改正施行。
- 7 この規約は平成3年4月27日改正施行。
- 8 この規約は平成12年5月6日改正施行。
- 9 この規約は平成15年4月19日改正施行。
- 10 この規約は平成19年4月21日改正施行。
- 11 この規約は平成27年5月9日改正施行。
- 12 この規約は平成29年5月13日改正施行。
- 13 この規約は令和4年5月6日改正施行。

附 則（令和7年度定期総会決議）

- 1 運営委員会の活動停止に伴い、この規約の定める運営委員会を本部役員会に読み替えるものとする。ただし、この規定は、令和7年度の活動に限る。
- 2 この規約は、令和7年5月9日から施行する。

附 則（令和7年度臨時総会決議）

- 1 この規約は、令和8年4月1日から施行する。

附 則（令和8年度定期総会決議）

- 1 この規約は、令和8年5月15日から施行する。